

## 医療的ケア検討会議設置要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、「スクールメディカルサポート事業」に基き設置するスクールメディカルサポート事業における医療的ケア検討会議（以下「検討会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)医療的ケアの実施に関すること

### (構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する若干名の委員をもって構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 特別支援教育代表
- (4) その他

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。

- 2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。

### (座長)

第5条 検討会議に座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。

### (会議)

第6条 会議は教育支援課長が招集する。

- 2 検討会議の進行は、座長が務める。

### (庶務)

第7条 検討会議の事務局は、教育支援課に置く。

### (その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

### 附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。